

保発0923第12号
平成28年9月23日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長
〔 公 印 省 略 〕

「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び
随時改定の取扱いについて」の一部改正について

健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについては、「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて」（昭和36年1月26日付け保発第4号（以下「局長通知」という。））等により取り扱ってきたところであるが、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）の一部が平成28年10月1日から施行され、厚生年金保険の標準報酬月額等級の下限が見直されることに伴い、局長通知の一部を下記のとおり改正し、同日から適用することとしたので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

2の（1）のイ中「第29級」を「第30級」に改め、同ウ中「9万3,000円」を「8万3,000円」に改め、同エ中「第30級」を「第31級」に、「第29級」を「第30級」に改め、同オ中「9万3,000円」を「8万3,000円」に改める。

○ 健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の時決定及び随時改定の取扱いについて（昭和36年1月26日保発第4号）

新 旧 対 照 表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>○ 健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の時決定及び随時改定の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">（昭和36年1月26日保発第4号） （都道府県知事あて厚生省保険局長通知）</p> <p>標記の取扱いについては、昭和28年8月28日保発第57号「健康保険法の一部を改正する法律、厚生年金保険法の一部を改正する法律及び船員保険法の一部を改正する法律の施行について」の通達に基づいて実施されてきたところであるが、この取扱いを改め、左記のとおり取扱いの基準を定めたので、この取扱いに適正を期せられたい。</p> <p>1 時決定 標準報酬月額の時決定に際し、健康保険法第44条第1項又は厚生年金保険法第24条第1項の規定により、保険者において算定する場合は、健康保険法第41条第1項又は厚生年金保険法第21条第1項の規定により算定することが困難である場合を除き、次に掲げる場合とすること。</p> <p>(1) 4、5、6月の3か月間において、3月分以前の給料の遅配分を受け、又は、さかのぼった昇給によって数月分の差額を一括して受ける等通常受けるべき報酬（健康保険法第3条第5項ただし書及び厚生年金保険法第3条第1項第5号ただし書の規定に該当するもの以外の報酬）以外の報酬を当該期間において受けた場合</p> <p>(2) 4、5、6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合</p> <p>(3) 4、5、6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合</p> <p>(4) 当年の4、5、6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までの間</p>	<p>○ 健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬の時決定及び随時改定の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">（昭和36年1月26日保発第4号） （都道府県知事あて厚生省保険局長通知）</p> <p>標記の取扱いについては、昭和28年8月28日保発第57号「健康保険法の一部を改正する法律、厚生年金保険法の一部を改正する法律及び船員保険法の一部を改正する法律の施行について」の通達に基づいて実施されてきたところであるが、この取扱いを改め、左記のとおり取扱いの基準を定めたので、この取扱いに適正を期せられたい。</p> <p>1 時決定 標準報酬月額の時決定に際し、健康保険法第44条第1項又は厚生年金保険法第24条第1項の規定により、保険者において算定する場合は、健康保険法第41条第1項又は厚生年金保険法第21条第1項の規定により算定することが困難である場合を除き、次に掲げる場合とすること。</p> <p>(1) 4、5、6月の3か月間において、3月分以前の給料の遅配分を受け、又は、さかのぼった昇給によって数月分の差額を一括して受ける等通常受けるべき報酬（健康保険法第3条第5項ただし書及び厚生年金保険法第3条第1項第5号ただし書の規定に該当するもの以外の報酬）以外の報酬を当該期間において受けた場合</p> <p>(2) 4、5、6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合</p> <p>(3) 4、5、6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合</p> <p>(4) 当年の4、5、6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までの間</p>

に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の中に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合

2 随時改定

(1) 標準報酬月額の随時改定は、次の各項のいずれかに該当する場合に行なうこと。ただし、これに該当する場合であっても、健康保険法第44条第1項又は厚生年金保険法第24条第1項に規定する算定（以下「保険者算定」という。）が行なわれることにより、その結果次の各項のいずれにも該当しなくなる場合はこの限りでないこと。

ア 昇給又は降給によって健康保険法第43条第1項又は厚生年金保険法第23条第1項の規定により算定した額（以下「算定月額」という。）による等級と現在の等級との間に2等級以上の差を生じた場合

イ 健康保険第49級又は厚生年金保険第30級の標準報酬月額にある者の報酬月額が昇給したことにより、その算定月額が健康保険141万5,000円以上又は厚生年金保険63万5,000円以上となった場合

ウ 第1級の標準報酬月額にある者の報酬月額（健康保険にあっては報酬月額が5万3,000円未満、厚生年金保険にあっては報酬月額が8万3,000円未満である場合に限る。）が昇給したことにより、その算定月額が第2級の標準報酬月額に該当することとなった場合

エ 健康保険第50級又は厚生年金保険第31級の標準報酬月額にある者の報酬月額（健康保険にあっては報酬月額が141万5,000円以上、厚生年金保険にあっては報酬月額が63万5,000円以上である場合に限る。）が降給したことにより、その算定月額が健康保険第49級又は厚生年金保険第30級以下の標準報酬月額に該当することとなった場合

オ 第2級の標準報酬月額にある者の報酬月額が降給したことにより、その算定月額が健康保険にあっては5万3,000円未満、厚生年金保険にあっては8万3,000円未満となった場合

(2) (1) のアからオまでにいう昇給又は降給とは、固定的賃金の増額又は減額をいい、ベースアップ又はベースダウン及び賃金体系の変更による場合並びにこれらの遡及適用によって差額支給を受ける場合を含み、休職による休職給を受けた場合を含まないものとする。

(3) (1) のアからオまでにいう算定月額の算定にあたっては、原

に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の中に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合

2 随時改定

(1) 標準報酬月額の随時改定は、次の各項のいずれかに該当する場合に行なうこと。ただし、これに該当する場合であっても、健康保険法第44条第1項又は厚生年金保険法第24条第1項に規定する算定（以下「保険者算定」という。）が行なわれることにより、その結果次の各項のいずれにも該当しなくなる場合はこの限りでないこと。

ア 昇給又は降給によって健康保険法第43条第1項又は厚生年金保険法第23条第1項の規定により算定した額（以下「算定月額」という。）による等級と現在の等級との間に2等級以上の差を生じた場合

イ 健康保険第49級又は厚生年金保険第29級の標準報酬月額にある者の報酬月額が昇給したことにより、その算定月額が健康保険141万5,000円以上又は厚生年金保険63万5,000円以上となった場合

ウ 第1級の標準報酬月額にある者の報酬月額（健康保険にあっては報酬月額が5万3,000円未満、厚生年金保険にあっては報酬月額が9万3,000円未満である場合に限る。）が昇給したことにより、その算定月額が第2級の標準報酬月額に該当することとなった場合

エ 健康保険第50級又は厚生年金保険第30級の標準報酬月額にある者の報酬月額（健康保険にあっては報酬月額が141万5,000円以上、厚生年金保険にあっては報酬月額が63万5,000円以上である場合に限る。）が降給したことにより、その算定月額が健康保険第49級又は厚生年金保険第29級以下の標準報酬月額に該当することとなった場合

オ 第2級の標準報酬月額にある者の報酬月額が降給したことにより、その算定月額が健康保険にあっては5万3,000円未満、厚生年金保険にあっては9万3,000円未満となった場合

(2) (1) のアからオまでにいう昇給又は降給とは、固定的賃金の増額又は減額をいい、ベースアップ又はベースダウン及び賃金体系の変更による場合並びにこれらの遡及適用によって差額支給を受ける場合を含み、休職による休職給を受けた場合を含まないものとする。

(3) (1) のアからオまでにいう算定月額の算定にあたっては、原

則としていずれも当該昇給月又は降給月以後継続した3か月間に受けた報酬をその計算の基礎とすること。

(4) 随時改定の場合に行う保険者算定は、昇給が遡及したため、それに伴う差額支給によって報酬月額に変動が生じた場合とすること。

なお、この場合において保険者が算定すべき報酬月額は、随時改定されるべき月以降において受けるべき報酬月額によること。

(5) この取扱いは、昭和44年11月1日以降に行われる随時改定から適用すること。

則としていずれも当該昇給月又は降給月以後継続した3か月間に受けた報酬をその計算の基礎とすること。

(4) 随時改定の場合に行う保険者算定は、昇給が遡及したため、それに伴う差額支給によって報酬月額に変動が生じた場合とすること。

なお、この場合において保険者が算定すべき報酬月額は、随時改定されるべき月以降において受けるべき報酬月額によること。

(5) この取扱いは、昭和44年11月1日以降に行われる随時改定から適用すること。